

せんきよにいいこう

◇いろをぬってね◇



せんきよのめいすいくん

なまえ（ ）

※名前は任意です。期日前投票所（市役所1階）に掲示します。返却は行いません。

☆親子で選挙へ

行ってみよう！

『親子連れ投票について』

公職選挙法の一部改正により、平成28年から投票所に同伴できる子どもの年齢が、「幼児」から「18歳未満」に拡大されました。

総務省の調査によると、子どもの頃に親と一緒に投票に行った経験のある方は、ない方と比べて投票率が20%以上高いことがわかっています。

親子連れ投票は子どもの将来の投票に繋がっています

※子どもが投票用紙に候補者名を書くことや投票箱に入れることはできません。

☆☆

令和7年7月20日（日）は

参議院議員通常選挙です！

期日前投票期間7月4日（金）～7月19日（土）

☆☆

期日前投票所（市役所のみ）に、親子連れ（18歳未満のお子様

を同伴）で投票した方で、ぬりえを塗ってお持ちいただいた

お子さんに、記念品をお渡しします。

※記念品は先着順です。数に限りがあります。

記念品
プレゼント



下野市選挙管理委員会事務局

電話 0285-32-8916